

1. 環境アセスメント（環境影響評価）とは

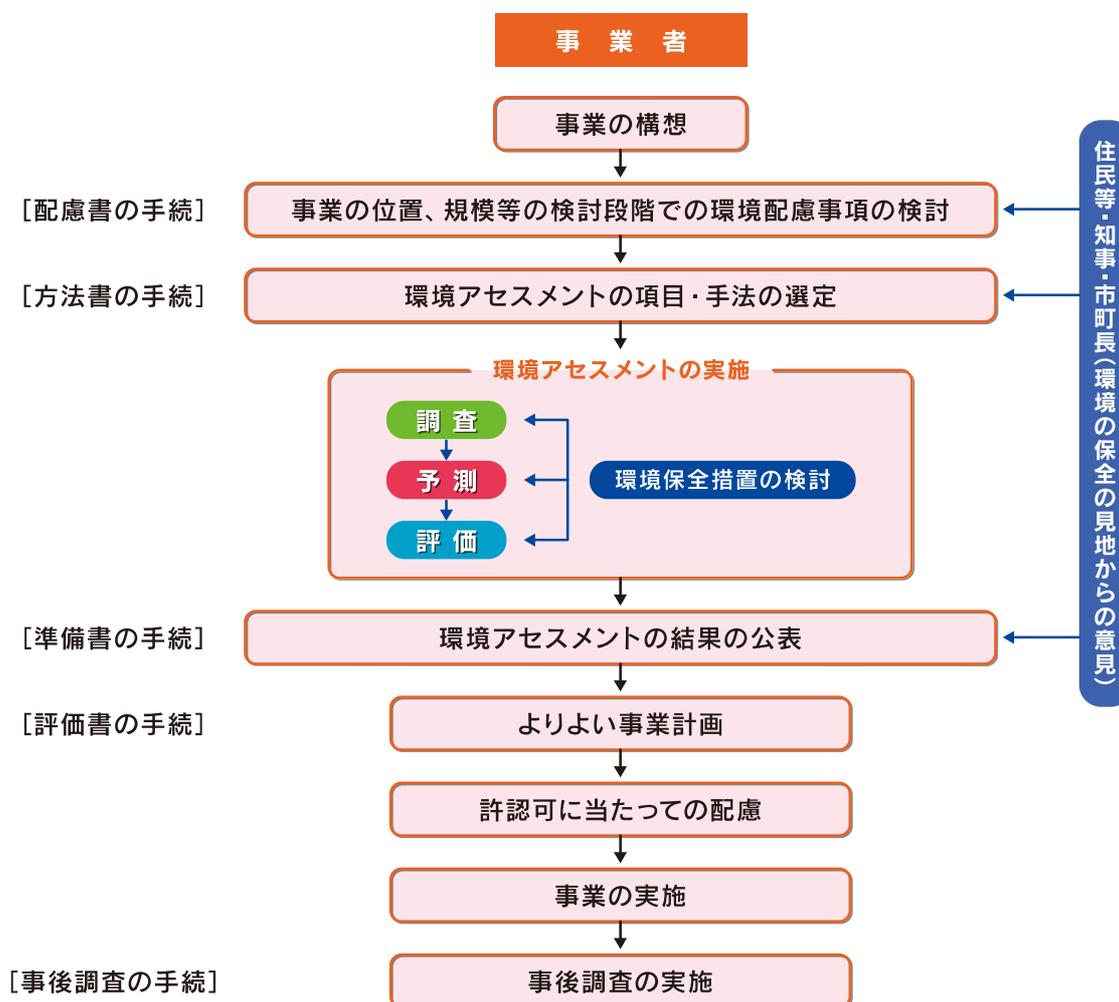
健全で恵み豊かな環境は、人間が健康で文化的な生活を確保するための基本であり、私達はその環境を共有の財産として保全し、将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

豊かで快適な生活をしていくためには、道路の整備や土地の造成など県土を有効に活用していくことも大切なことですが、開発事業の実施に当たっては、環境に適切に配慮する必要があります。

環境アセスメントとは、環境に著しい影響をおよぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者が事業の実施前に、その事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、住民等から意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観点からより配慮した事業計画を作り上げていこうという制度です。

県では、このような環境アセスメントの一連の手続やこの手続を実施する必要がある事業の要件を定めた「佐賀県環境影響評価条例」を平成11年7月に制定しました。（平成12年8月1日施行）

また、平成25年3月には同条例の一部改正を行い、計画段階配慮書手続（配慮書の手続）などを盛り込み、同年12月の施行規則の一部改正において、風力発電所を対象事業に追加しました。（平成26年4月1日施行）



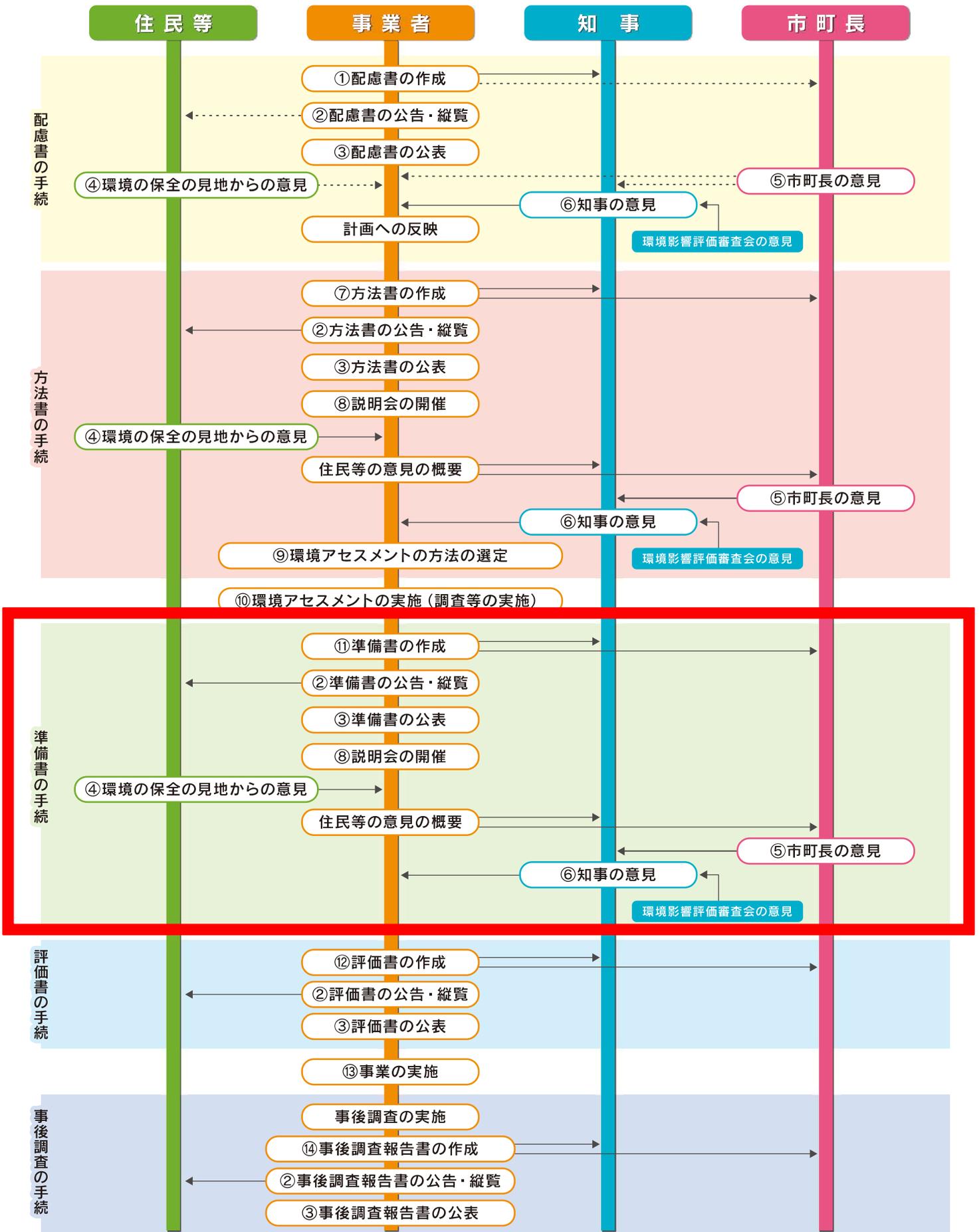
3. 佐賀県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		環境影響評価条例	(参考) 環境影響評価法	
			第1種事業	第2種事業
1 河川	ダム	貯水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	堰	湛水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	放水路	土地改変面積35ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
	(湖沼開発)	—	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
2 土地区画整理事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
3 新住宅市街地開発事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
4 新都市基盤整備事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
5 流通業務団地造成事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
6 宅地その他の用地の造成事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
7 スポーツ・レクリエーション施設		面積35ha以上 (ゴルフ場 面積20ha以上)	—	—
8 岩石・砂利等の採取場		面積35ha以上	—	—
9 鉱物の採掘場		面積35ha以上	—	—
10 埋立て・干拓		面積17.5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上
11 飛行場		滑走路長875m以上	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上
12 道路	(高速自動車国道)	—	すべて	—
	一般国道	4車線以上・3.5km以上	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上
	県道・市町道・農道	4車線以上・3.5km以上	—	—
	林道	幅員6.5m以上・7km以上	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上
13 鉄道・軌道	(新幹線鉄道)	—	すべて	—
	鉄道・軌道	長さ3.5km以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
14 工場・事業場		排ガス量15万Nm ³ /時以上 又は排水量1万m ³ /日以上	—	—
15 下水道終末処理場		排水量1万m ³ /日以上	—	—
16 発電所	水力発電所	出力1万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
	火力発電所	出力5万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
	地熱発電所	出力3.5千kW以上	出力1万kW以上	出力7.5千kW以上
	(原子力発電所)	—	すべて	—
	風力発電所	出力3.5千kW以上 ※5	出力1万kW以上	出力7.5千kW以上
17 廃棄物処理施設	し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	—	—
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上	—	—
	廃棄物最終処分場	面積10ha以上	面積30ha以上	面積25ha以上
(工業団地造成事業)		—	面積100ha以上	面積75ha以上
○港湾計画		埋立て・掘込みの面積の 合計100ha以上	埋立て・掘込みの面積の合計300ha以上	

※ 5 海岸線から1キロメートルを超える海域に設置するものを除く。

(注) 詳細は、佐賀県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1を御覧ください。

2. 佐賀県環境影響評価条例の手続の流れ



← 手続の主な流れ ←.....手続への関わり

(仮称) 加部島風力発電事業書準備書手続の流れ

